

訪日外国人旅行者の受入れに関する調査
＜訪日外国人旅行者の滞在データについて＞

1 「宿泊旅行統計調査」の調査票情報の再集計＜資料 2-2 関係＞

宿泊旅行統計調査は、観光庁が、我が国の宿泊旅行の全国規模の実態等を把握し、観光行政の基礎資料とすることを目的として、ホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所を対象として、各月の延べ・実宿泊者数及び外国人延べ・実宿泊者数等を主な調査事項として実施している統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査である。

（参考：国土交通省観光庁宿泊旅行統計調査に関するHP

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html>）

宿泊旅行統計調査の集計については、都道府県単位で行われており、市区町村単位での集計は、速報値の公表に際して、一部の市区町村を対象に参考値として行われているのみである。また、一部の都道府県においては、独自に宿泊旅行統計調査の市区町村単位での再集計を行っているが、全国の市区町村を再集計したものはない。

そこで、今回、総務省行政評価局は、統計法第 33 条の規定に基づき、宿泊旅行統計調査の調査票情報の提供を受け、試行的に平成 24 年から 28 年までの各年における市区町村別の再集計を行った。

再集計に当たっては、宿泊旅行統計調査の都道府県別集計の手法に準じ、以下の方法により、市区町村別に集計を行った。

なお、宿泊旅行統計調査は、都道府県単位の統計を作成することを前提に設計されているため、市区町村別に表章した場合、標本誤差が大きい又は、数値が得られない市区町村が生じる場合がある。

(1) 調査結果の推定

市区町村単位の推定については、調査結果に施設所在地（市区町村単位）×従業者数（5 区分※）の層ごとに母集団施設数に対する回収施設数の逆数（母集団施設数／回収施設数）を乗じて合算した。

※ ①「0～4 人」、②「5～9 人」、③「10～29 人」、④「30～99 人」、⑤「100 人～」の 5 区分

1 年間、標本の総和が 1,000 人泊（人）以上になる結果表セルにおいて 50%以上のシェアを占める標本については別途層を設け、乗率 $Nh/nh=1$ とした。

以上より、総計の推定値は次の式で表される。

$$G = \sum_h \frac{N_h}{n_h} \sum_i x_{hi}$$

G ：総計（延べ宿泊者数等）の推定値

x_{hi} ：第 h 層の第 i 番目の施設の調査結果（延べ宿泊者数等）

n_h ：第 h 層の標本（回収）施設数

N_h ：第 h 層の母集団施設数

(2) 年間値の推定

宿泊旅行統計調査においては、四半期ごと（1月～3月調査、4月～6月調査、7月～9月調査、10月～12月調査）又は月ごと※の調査結果を、次年1月1日時点で把握できる当該年の調査対象施設の開業・廃業等施設数を反映させ、各月ごとの調査対象施設数により遡及して推定しているが、今回提供を受けた調査票情報には、当該年中の開業・廃業に係る情報が一部を除き含まれていなかったため、本再集計では遡及は行わず単純集計した。

※ 平成27年3月調査までは四半期ごとに調査を実施していたが、27年4月調査以降は、月ごとに調査を実施している。

(3) 把握した滞在データ

上記（1）及び（2）の作業を基に、集計表を作成した。集計項目については、①「延べ宿泊者数」、②「外国人延べ宿泊者数」の2項目とした。＜資料2-2参照＞

2 「モバイル空間統計」を活用した時間帯別の訪日外国人滞在者数の把握＜資料 2-3 及び 2-4 関係＞

(1) モバイル空間統計の概要

モバイル空間統計は、株式会社ドコモ・インサイトマーケティングが提供する、株式会社NTTドコモの携帯電話ネットワークの仕組みを使用し、携帯電話をつなぐための運用データ（ローミングデータ）に、非識別化处理、集計処理及び秘匿処理を実施して作成される人口統計である。

（参考：モバイル空間統計に関する HP）

http://www.dcmim.com/service/area_marketing/mobile_spatial_statistics/

◆ 訪日外国人滞在者数

モバイル空間統計では、訪日外国人滞在者数について、都道府県、市区町村及び1kmメッシュ単位、最小1時間単位の時間帯別で把握可能であり、訪日外国人の約500万台（2016年）の携帯電話の運用データ※を基に、法務省入国管理局が発表する出入国者数に基づき、拡大推計を行っている。

本調査では、時間帯については、午前10時から午後5時59分までの間を昼間（観光時間）帯、午前2時から午前4時59分までの間を夜間（宿泊時間）帯とし、各時間帯に2時間以上滞在した人数をカウントした。

また、同一人物が複数の地域に滞在した場合は複数カウントし、同一人物が該当地域に複数日またがって滞在した場合は、滞在日数にかかわらず1人としてカウントした。

なお、24時間の訪日外国人滞在者数は、午前0時から午後11時59分のうち2時間以上連続して滞在した人数をカウントし、同一人物が2時間以上連続して滞在していれば、滞在時間の長さや訪問回数にかかわらず1人としてカウントした。

※ 海外契約のローミング端末を対象としており、以下の要件を満たす端末を訪日外国人のサンプルとして集計している。

- ・ 入国場所が特定可能（最初の信号が空港又は港近辺で補足）
- ・ 継続して電源が投入されている（ただし、国内移動を考慮し数時間の信号なしは許容）
- ・ 出国場所が特定可能（最後の信号が空港又は港近辺で補足）
- ・ 最初と最後の信号の間隔が24時間以上

(2) 把握した滞在データ

- ① 市区町村ごとの昼間帯、夜間帯及び24時間のそれぞれの訪日外国人滞在者数データ（平成28年分）＜資料 2-3 参照＞
- ② ①のデータを基に、各市区町村における昼間帯、夜間帯の訪日外国人滞在者

数をそれぞれ 24 時間の訪日外国人滞在者数で除した比率の散布図※（散布図の範囲は、地方運輸局等管轄別及び都道府県別の 2 種類）＜資料 2-4 参照＞

※ 散布図の縦軸の数値は、昼間滞在者数を 24 時間滞在者数で除した比率であり、横軸の数値は、夜間滞在者数を 24 時間滞在者数で除した比率である。